

田んぼで出会おう!!

Field of chance 2007

田んぼであなたの結婚相手を捜してみませんか。
男女の出会いの場を提供します。

内容 稲刈り体験イベント、料理教室、お食事会等

日時 10月28日(日) 13時~19時30分

場所 白石町 福富ゆうあい館

対象 杵藤地区広域圏内に居住または勤務する
25歳~45歳の独身男性(農業従事者又は農業関係者)
20歳~40歳の独身女性(女性は圏域外も可)

定員 男性20人、女性20人

参加費 男性2,500円、女性2,000円

問合先 杵藤地区広域市町村圏組合総務課
電話 0954-23-5142
FAX 0954-23-5143
E-mail kitosomu@star.saganet.ne.jp

パソコン教室受講者募集

キーボード入力ができる方を対象にしたパソコン教室を開催します。

内容 ワード入門コース (3日間、全6時間)

日時 10月11日(木) 18日(木) 25日(木)
19時~21時

場所 武雄商工会議所 2Fパソコン室

対象 キーボード入力ができる方

定員 10名

受講料 8,000円 (武雄商工会議所、北方、山内町商工会の会員は6,000円)

問合先 武雄商工会議所
電話 0954-23-3161

雇用保険被保険者の皆さんへ

雇用保険法が変わります

①雇用保険の受給資格要件が変わります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者=短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短に関わらず、原則、12ヵ月(各月11日以上)の被保険者期間が必要。ただし、倒産・解雇等により離職された方は6ヵ月(各月11日以上)で可。

■問い合わせ先
佐賀労働局
職業安定部職業対策課
電話 0954-2(32)7217
・ハローワーク武雄
電話 0954(22)4155

外国人労働者の雇用状況に関する報告が義務化されます
10月1日以降、外国人労働者の雇用(雇い入れや離職、既に雇っている場合を含む)に係る報告が民間事業者、国・地方公共団体のみなさんすべてに義務化されます。

外国人労働者の雇用状況に関する報告が義務化されます

②育児休業給付の給付率が50%に上がります

給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。

平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

休業期間中 30% + 職場復帰後6ヵ月 20%

③教育訓練給付の要件・内容が変わります

本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。

また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。

いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。

被保険者期間3年以上20% (上限10万円)
初回に限り被保険者期間1年以上で受給可能